

6 脱 第 225 号

令和 6 年 11 月 25 日

京都府環境審議会会長 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直し
について（諮問）

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）の見直しに当たり、同条例第 28 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

2 諮問理由

2025 年度末をもって京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部の規定（自立型地域活用型再エネ導入等計画）が失効を迎え、また再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第 2 期）の目標年度である 2025 年度が到来することから、再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただくため。

3 経過・背景

本府においては、再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要であることから、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 27 年 7 月に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を策定し、条例に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するための計画（再生可能エネルギーの導入等促進プラン）を策定し、再生可能エネルギーの導入促進を図る総合的な施策に取り組んできました

また、令和 2（2020）年 2 月に「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言し、この宣言を踏まえ、同年 12 月には温室効果ガス排出量削減目標の見直しを行い、特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務の強化など条例の改正を実施しました。令和 3 年には第 2 期の計画を策定し、2050 年度の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、令和 12（2030）年度までに再生可能エネルギーの導入・利用や設備の長寿命化、省エネルギーの取組を加速化し、再生可能エネルギーの導入・利用が標準となる新たなライフスタイルやビジネススタイル定着を目指す取組を進めているところです。

この間、エネルギー安全保障を巡る環境や、パリ協定発効による世界の脱炭素化に向けた動向が変化し、RE100 への参加など再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする企業行動が変化するなか、国においては、再生可能エネルギーの導入加速を進め、再生可能エネルギーの主力電源化等を進めていくため、「第 7 次エネルギー基本計画」の策定も予定されています。本府においても、これらの環境変化を踏まえ、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものであります。